

（提出先）

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 会長 様

申請者 所在地 _____
 名 称 _____
 代表者職名 _____

修学旅行誘致促進事業助成金 実績報告書

修学旅行誘致促進事業交付要領第8条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり、報告します。

記

| 日程 | | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
|----------------|-------------------------------|---------------|---------------|
| 松山市内での宿泊日 | | 月 日 | 施設名 |
| 広島地域での宿泊日 | | 月 日 | 施設名 |
| 学校名 | | 学校 | |
| 児童・生徒人数 | | 名 | |
| 助成金の種類 | 基本・加算の別 | 内容 | 助成金額 |
| | (1) 基本額 (100人上限) (該当に○) | 松山市内での宿泊 | ① 500 × 人 = 円 |
| | | 松山市内と広島地域に宿泊 | ② 600 × 人 = 円 |
| | (2) 加算額 (該当に○) | J R 路線または航路利用 | 30,000 円 |
| | | 新規校加算 | 30,000 円 |
| | | 地域加算 (九州出発) | 10,000 円 |
| 松山体験プログラム加算 | | 20,000 円 | |
| 交付決定額 (申請額) | | ¥ | — |
| 助成金額 (実績額) | | ¥ | — |
| 発行責任者 | 部署 | | 役職 |
| | 氏名 | | 連絡先 |
| 発行担当者 | 部署 | | 役職 |
| | 氏名 | | 連絡先 |

【注意】

※助成金額の算定の対象は児童または生徒に限ります。引率やその他の同行者は含まれません。

【参考】瀬戸内・松山地域 修学旅行誘致促進事業助成金交付要領

(実績報告)

第8条 第6条に規定する助成金の交付決定または前条に規定する助成金の変更承認を受けた助成対象者は、旅程の最終日の翌日から起算して30日以内に、実績を会長に報告しなければならない。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

2 第6条に規定する助成金の交付決定または前条に規定する助成金の変更承認を受けた助成対象者は、前項に規定する実績報告に際し、次の各号に定める書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 助成金実績報告書(様式第5号)
- (2) 最終の修学旅行行程表
- (3) 宿泊先の利用が確認できる書類
- (4) 加算額の適用条件を満たしていることが確認できる書類(各請求書等)
- (5) その他会長が必要と認める書類

別表(第3条関係)

| | 条件 | 児童または生徒 1人あたりの基準額 | 適用される 最大人数 | 上限額 |
|-----|---------------------------|----------------------|---------------|---------|
| 基本額 | 松山市内での宿泊 | 500円 | 100名 | 50,000円 |
| | 松山市内と広島地域(広島市、呉市、廿日市市)に宿泊 | 600円 | 100名 | 60,000円 |

| | 条件 | 対象事業 | 1校あたりの加算額 |
|-----|-------------------|--|-----------|
| 加算額 | JR路線または 航路利用加算 | 次のいずれかが行程に含まれるもの。 ・西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社の運行する鉄道路線 ・広島(広島港)－呉(呉港)－松山(松山観光港)航路(石崎汽船株式会社、瀬戸内海汽船株式会社が運行するクルーズフェリー、スーパージェット) ・広島地域－松山(松山観光港・大浦港)のチャーター船 | 30,000円 |
| | 新規校加算 | 松山市で初めて修学旅行を実施する学校 | 30,000円 |
| | 地域加算 | 出発地が九州(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)の学校 | 10,000円 |
| | 松山体験 プログラム加算 | 松山市内で実施する、中島体験、ロゲイニング体験、吟行体験、竹工芸制作体験、考古館体験、SDGsプログラム、その他会長が認めるもの | 20,000円 |